

# 事業委員会規約

(目的)

第1条 定款第51条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営は、本規約の定めるところによる。

2 本規約の定めのない事項であつて、必要な事項は理事長が別に定める。

(種類)

第2条 委員会の種類は、次の通りとする。

- (1) 共同事務化事業委員会
- (2) 教育情報事業委員会
- (3) 経営労務対策委員会
- (4) 福利厚生事業委員会
- (5) 組織対策委員会

(委員会の業務)

第3条 委員会の業務は、各事業規約に定めるところによる。

(組織)

第4条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、各委員会とも5人とし、本組合員のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 委員会に事務局を置き、職員を配置する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから理事長が任命する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、理事長の要請のあつたときその他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第8条 委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(特別利害関係人の議決参加)

第10条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

(答 申)

第11条 委員会は、理事長の諮問に応じ、又その部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

2 意見の具申は書面をもって行う。

(効 力)

第12条 この規約は、平成6年1月6日実施する。

2 この規約は平成16年1月27日一部改正し、平成16年2月1日より実施する。

3 この規約は平成16年8月26日一部改正実施する。

4 この規約は平成27年3月13日一部改正し、平成27年3月15日より実施する。

5 この規約は平成27年7月14日一部改正実施する。